

平成31年 3月 7日

滋賀県議会文教・警察常任委員会

委員長 柴田 智恵美 様

提出者

滋賀県議会文教・警察常任委員会

委員	吉田 清一
	野田 藤雄
	奥村 芳正
	有村 國俊
	桑野 仁

議第67号滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例案に対する修正案について

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）第68条の規定により、上記の修正案を別紙のとおり提出する。

別 紙

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第4条第2項第6号の改正規定の次に次の改正規定を加える。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。